

平成30年度京都農人材育成センター農業経営研修業務

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等が全国的な問題として顕在化する中で、京都府の農林水産業を力強く支えるためには、農人材を確保するとともに育成していくことが重要となっている。そこで、生産規模の拡大や経営の多角化を行う農業者、法人化による経営の効率化や従業員の雇用・育成を考える経営者等、持続的な農業を展開する農人材を育成することを目的に、農業経営の段階に応じた農業経営研修を実施する。

2 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 平成30年度京都農人材育成センター農業経営研修業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「平成30年度京都農人材育成センター農業経営研修業務企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から平成31年3月20日まで |
| (4) 委託上限額 | 8,500千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------|
| 平成30年5月23日（水） | 募集開始 |
| 平成30年5月29日（火） | 説明会開催 |
| 平成30年6月5日（火） | 質問受付締切 |
| 平成30年6月15日（金） | 提案書受付締切 |
| 平成30年6月21日（木） | プレゼンテーション審査（予定） |

4 参加資格

企画提案に参加する者は、当該業務を的確に遂行する能力を有し、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、共同企業体を構成して参加する場合は、すべての構成員が次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 応募手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入ル丁子風呂町 104-2 京都府庁西別館内
公益社団法人京都府農業総合支援センター農業ビジネス課

(担当者：加茂)

電話 075-417-6888 FAX 075-417-6870

メールアドレス kyoto-agri21@agr-k.or.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：平成30年5月23日（水）～平成30年6月14日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、公益社団法人京都府農業総合支援センターウェブサイト(<http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/agri21/>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：平成30年5月23日（水）～平成30年6月15日（金）午後5時まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
なお、持参以外の方法で提出した場合は、（1）に電話で受領確認を行うこと。

6 事前説明会

(1) 開催日時：平成30年5月29日（火） 午後2時～午後3時

(2) 開催場所：京都府自治会館2階役員会議室

(3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、平成30年5月28日（月）午後5時までに参加申込書（様式任意：会社名、電話番号、メールアドレス、参加（3名以内）するすべての者の氏名・役職等）を作成し、5の（1）に提出すること。

（FAX可、ただし着信確認の電話を行うこと。）

7 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～平成30年6月5日（火）午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより5の（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：質問事項がある場合は、質問票（様式1）を作成し、提出すること。
なお、口頭による質問は受け付けない。
- (4) 回答日時：平成30年6月7日（木）（予定）
- (5) 回答方法：質問への回答は公益社団法人京都府農業総合支援センターウェブサイト (<http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/agri21/>) に掲示する。個別には回答しない。
なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあることから受け付けないものとする。

8 応募書類

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式2）
 - イ 企画提案書（様式3）
 - ウ 価格提案書（様式4）
 - エ 京都府税の滞納がないことの証明
※納税証明書交付請求書のダウンロードは下記アドレスをご覧ください。
※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html>
 - オ 消費税及び地方消費税の納税証明
※納税証明書交付請求書のダウンロードは下記アドレスをご覧ください。
※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/osirase/9208.htm>
 - カ 共同企業体で参加の場合
 - (ア) 共同企業体届出書（様式5）
 - (イ) 共同企業体協定書（様式6）
 - (ウ) 委任状（様式7）
 - (エ) 使用印鑑届（様式8）
 - キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - (ア) 法人登記簿謄本（1部）
※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - (イ) 法人定款の写し
※原本証明してください。
 - ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - (ア) 団体の規約
 - (イ) 役員一覧
- (2) 企画提案書の作成方法
別紙1「平成30年度京都農人材育成センター農業経営研修業務企画提案仕様書」のとおり。提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 評価方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について公益社団法人京都府農業総合支援センターウェブサイト公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属、役職名、氏名及び意見

1 1 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と公益社団法人京都府農業総合支援センターとの間で委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、公益社団法人京都府農業総合支援センターは、契約保証金を免除する場合がある。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いを原則とするが、受託事業者の請求により前金払いにより支払うことができる。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 2 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、公益社団法人京都府農業総合支援センターから指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、公益社団法人京都府農業総合支援センターが必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。